

徳島市上下水道事業経営審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市上下水道事業経営審議会規程（令和8年上下水道局管理規程第5号）第9条の規定に基づき、徳島市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号。以下「条例」という。）第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項の調査審議をするとき又は会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され、調査審議の目的が達成できないと認められるときは、この限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法による会議（以下「オンライン会議」という。）の公開は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が指定した場所（以下「視聴場所」という。）において会議を視聴することを認めることにより行う。

3 審議会の会長（以下「会長」という。）は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(公開等による会議の開催の周知)

第3条 審議会の会議を公開又は部分公開により開催するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を局のホームページへの掲載その他周知の方法として局が適当であると認める方法により、市民への事前周知に努めるものとする。

(1) 傍聴による場合

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 公開又は部分公開の別（部分公開の場合は、その理由）
- カ 傍聴定員
- キ 傍聴手続
- ク 問い合わせ先
- ケ その他必要な事項

(2) 視聴による場合

- ア 会議の名称
- イ 開催日時

- ウ 視聴場所
 - エ 議題
 - オ 公開又は部分公開の別（部分公開の場合は、その理由）
 - カ 視聴定員
 - キ 視聴手続
 - ク 問い合わせ先
 - ケ その他必要な事項
- （会議の非公開）

第4条 第2条第1項ただし書の規定により審議会の会議を非公開とする場合は、局のホームページにおいて会議を非公開とする旨及びその理由を公表するものとする。

（傍聴の手続）

第5条 会議の傍聴を認める定員（報道関係者を除く。以下同じ。）は、10人とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減することができる。
- 3 会議の傍聴をしようとする者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開催予定時刻の30分前から開催予定時刻までの間に、受付で所定の用紙に必要事項を記入し、審議会の事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の指示に従い会場に入場するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、傍聴の当日受付が審議会の円滑な運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合については、電子メール等による事前申込みの方法により傍聴者を決定することができる。
- 5 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第6条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、又は事務局職員に必要な指示をさせ、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(視聴の手続等に係る準用)

第8条 オンライン会議における視聴の手続等については、前3条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「傍聴」とあるのは「視聴」と、「会場」とあるのは「視聴場所」と、「傍聴者」とあるのは「視聴者」と読み替えるものとする。

(資料の配布等)

第9条 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、条例第7条各号に該当することにより公開することが適当でないと考えるもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

(会議録等の作成等)

第10条 公開した会議の終了後、速やかに会議録を作成し、会議資料とともに局のホームページに掲載するものとする。また、会議を部分公開又は非公開とした場合であっても、会議結果の概要を局のホームページに掲載するよう努めるものとする。

2 前項の会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所（オンライン会議による場合は、その旨）
- (4) 議題
- (5) 出席者名
- (6) 傍聴者数（オンライン会議による場合は、視聴者数）
- (7) 議事の要旨
- (8) その他必要と認める事項

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。